

令和7年4月で、東京都受動喫煙防止条例の全面施行後5年が経過するため、同条例附則の規定に基づき、同条例の独自規定の施行状況及び都内の受動喫煙対策の進捗状況等について、東京都健康推進プラン21推進会議に設置する施策検討部会において検討を行った。

< 主な部会意見 >

1 受動喫煙の機会

屋内での受動喫煙の機会、減少傾向

- 屋内での受動喫煙の機会は減少傾向だが、今後も継続して推移を把握すべき
- 飲食店での受動喫煙の機会を減らすため、店を選ぶ際の標識確認の呼びかけが必要
- 喫煙禁止場所以外での喫煙時の配慮義務の啓発等、屋外での受動喫煙減少にも取組が必要
- 訪都外国人向けに、都内の喫煙に関するルールの周知が必要

2 飲食店の対策

対応進んだが、制度周知・指導等は継続を

- 制度は定着の方向。制度の詳細を把握していない飲食店に向け、周知や指導の継続が必要
- 飲食店に対して、屋外への喫煙場所設置時の配慮義務等について、啓発が必要
- 禁煙・喫煙可能等の標識掲示について、制度周知や指導の継続が必要

3 保育所・学校等の対策

屋内禁煙、概ね遵守

- 受動喫煙を生じさせない環境が概ね整備

4 都条例の独自規定

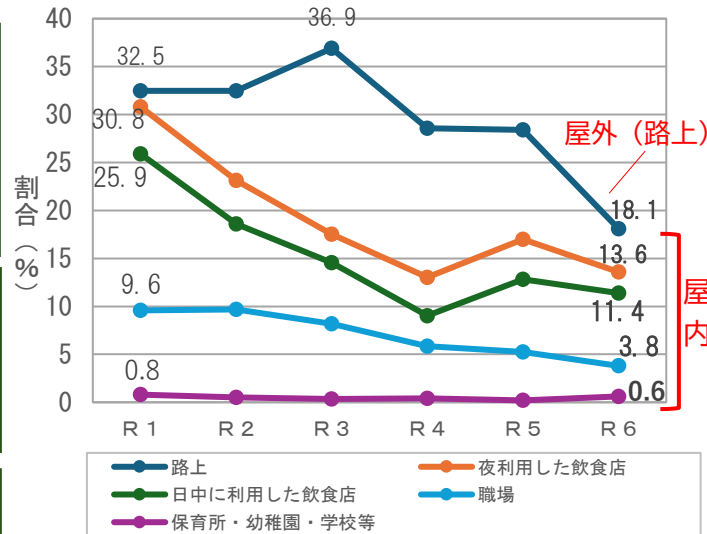
独自規定が受動喫煙対策の推進に寄与、禁煙標識掲示率向上へ取組必要

- (1) 全体
 - 法よりも厳しいルールにより、受動喫煙を生じさせない環境整備に寄与、引き続き受動喫煙対策の必要性の周知・協力依頼を。
- (2) 喫煙可能店の要件
 - 喫煙可能店の件数を抑え、受動喫煙を生じさせない環境整備に効果あり
- (3) 禁煙標識
 - 禁煙標識掲示率の向上に向け、更なる制度周知や、禁煙を店のメリットとしてPRできるような啓発が必要
- (4) 保育所・学校等敷地内禁煙
 - 屋外に喫煙場所を設けない努力義務は良好に遵守されており、受動喫煙を生じさせない環境整備に効果あり

5 その他

- 加熱式たばこについて、喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないことなど、科学的根拠を踏まえた啓発の継続が必要
- 喫煙目的施設の営業目的等の定義やその判断・指導基準の明確化について、国に対して要望を継続することが必要
- 屋外での受動喫煙は、健康影響に関する今後の科学的評価等を注視し、評価を踏まえた対応策を検討すべき
- 受動喫煙対策とともに、東京都健康推進プラン21（第三次）に基づき、20歳以上の者の喫煙率減少に取り組むことも重要

【受動喫煙の機会の推移】 ※路上のみ屋外



資料：「受動喫煙に関する都民の意識調査」（東京都福祉保健局・保健医療局）から再集計